

## 第2回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会 議事要旨

開催日時：2022年10月21日（金） 10:00～12:00（オンライン）

開催方法：オンライン（Cisco Webex Meetings）、一般傍聴あり（Zoom ウェビナー）

出席者：委員：角谷（座長）、後藤、佐藤、高川、長谷川、原口、森、森田  
関係省庁・部局：農林水産省、国土交通省、環境省

### 議事

1. 委員・出席者の紹介
2. 本検討会での検討内容及び検討のロードマップ
3. 調査結果を踏まえた論点と今後の検討の方向性

#### <議題：本検討会での検討内容及び検討のロードマップ>

→質問・指摘事項なし

#### <議題：調査結果を踏まえた論点と今後の検討の方向性>

##### ■第2回検討会の論点について

- 今日の検討会の論点はどこなのか。資料5-1の論点が該当するのか。（高川委員）  
→資料5-1に示した論点について、今回の検討会で方向性を決めたい。（環境省）

##### ■資料5-1 論点①

- 金銭以外のインセンティブも検討していくのか。（高川委員）  
→検討会名も経済的インセンティブ等としており、人材支援などのインセンティブもヒアリングで指摘されており、経済的なもの以外も含めて検討したい。（環境省）
- 経済的インセンティブだけではなく、意識が伴うことが重要という説明だったが、内面的な部分まで問題として取り扱うのか。（長谷川委員）  
→経済的インセンティブは、意識は伴わなくとも行動を促すという手法としても使われるので、すでに意識を持って保全活動に取り組んでいる方にはそぐわないという意味で申し上げた。そこに注意して制度設計や説明をしていくべきと考えている。（環境省）

##### ■資料5-1 論点②

- ナショナルトラストや自然保護団体など専門家の力を借りる必要があるが、それは管理者と支援者のどちらの区分になるのか。活動と合わせて支援を検討する必要がある、専門家に対する支援も必要と考える。実態に合わせてきめ細かく、柔軟に行う必要がある。（後藤委員）  
→管理者、支援者だけでなく、専門家への支援の必要性も念頭に検討していきたい。（環

境省)

### ■資料 5-1 論点③

- ストーリー性とは、環境価値以外のものについても着目するという意味か。不特定多数で構成され単一のプライスにより効率性を担保する市場と、個々人の価値観に依存すると考えられる「ストーリー」はなじむのか。また、ダブルカウントの防止を厳密に規制する必要性については、炭素分野と異なるため慎重に議論すべきである。(長谷川委員)

→企業が継続的に支援する際に、予算を確保するためのストーリーが必要と考え、記載した。環境価値以外も含めるのは、継続性の観点から地域活性化など自治体のニーズに絡めたものが必要という趣旨。一方で、相対取引を想定しており、市場という言葉は適切ではなかった可能性もあるため、精査する。(環境省)

- 地域、環境、社会へのインパクトが長期的には企業の財務にリスクとして返ってくる。インセンティブの考え方として、地域への投資が短期的にはお金としてのインセンティブがなくても、どのように自分たちにとって良い面で返ってくるかというストーリーを納得していく時代になる。事業でつながっている地域において、30by30 に対する数値目標が明示されていると、企業としては自然に関する取組のターゲットセッティングにおいて、全国一律ではなく地域ごとのストーリーを描きやすいと考える。インセンティブの制度設計と合わせて、各地域の戦略や目標設定を環境省としても支援してほしい。自治体側も提案力が現状あまりないので、そこへの支援もしていかないと、企業側もインセンティブを見出しにくく、取組の意味を見出しにくい。(原口委員)

→企業の本業としての関連付けは重要であり、担当者・経営者に取り組んでいただくための工夫はしっかりとしていきたい。自治体との関係については、国家戦略策定後に地域戦略策定の手引き改訂も必要となるので、その中で企業・NPO の取組との関係を結び付けやすいような内容の検討ができればと思う。活動主体の実情も踏まえた支援が必要という点については、十分踏まえて考えていきたい。(環境省)

→30by30 アライアンスも企業の参加が圧倒的に多く、自治体は少ない。地方創生 SDGs の戦略でも、SDGs のゴール 14 や 15 に関する記述が弱く、価値を分かっていないところが多い。企業のニーズに対して、売り込み、マーケティングを行えるだけの仕組みが足りないため、そこに企業の人材を派遣することも支援策となる。(原口委員)

### ■資料 5-1 論点④

- バンキングを当面検討しないのは妥当な判断と思うが、もう一度結論に至った流れを教えてほしい。(高川委員)

→日本において義務的な規制がない中で、まずはボランティアな方法を追求していく必要がある。海外のボランティア制度の事例では、必ずしも需要と供給がマッチしておらず、需要自体が生まれていないこともあるため、当面は置いておくこととしたい。

(環境省)

- 制度の有効性の確保や将来に向けて適切な資源循環を考える上で、バンキング制度を今後導入する際に、その有効性を担保できる流れは作っておくべきである。開発行為、経済行為によって生物多様性が損失している場合、その時点で外部不経済の解消を担保する必要がある、バンキングは有効となる。バンキングを考える上で必要な制度、例えばインパクト評価や継続的なモニタリングをしていくための制度などは、当初から検討していく必要があるのではないかと考える。サステナブルファイナンスやインパクトファイナンスの要件と整合性を取り、将来に向けて担保することが重要と考える。(後藤委員)  
→インパクト評価や継続モニタリングのための制度など、環境省内でも連携して検討していきたい。(環境省)

#### ■自然共生サイト(仮称)の認定範囲について

- 管理が行き届いていない土地を保全していく行為や、グリーンインフラ等自然の力で防災やレジリエンスに貢献することなど、生物多様性保全と同時に解決できる方法への支援も必要と考える。(後藤委員)  
→ご指摘いただいた劣化地の再生等は重要であり環境省としても進めていくが、自然共生サイトは現状において生物多様性価値があるところを認定していく予定である。そのため、この検討会においては、まずは自然共生サイト認定された区域に対するインセンティブを中心に考えていきたい。(環境省)  
→生物多様性の保全効果は色々な分野に関係すると思うので、自然共生サイトに限らず、広く政策全体としてカバーしていくことも重要と考える。(後藤委員)
- 6個目の論点として、日本のネイチャーポジティブに現場の保全活動への支援がどうつながるかの検証・検討を加えるとよい。より優先順位の高い土地の管理が進むことが重要であり、そのままでも維持できる森林ばかりではなく、湿地や海岸など本当に危機に瀕しているサイトの登録が進むような設計が重要である。また、OECDのネットワーク化や地域内での面的な広がりというインセンティブも必要である。例えば、この条件を満たせば都市公園全体を登録できるなど、自治体が参加しやすくなるインセンティブ。どれがネイチャーポジティブに一番つながるインセンティブかという絞り込みは年度内にしていくべきであり、そのためにはどのような土地をOECDとして加速させたいかという情報も必要である。今のところ、企業の土地と市民団体が管理している里山などしかイメージされていないと考えるが、面と質をどう確保し、どの生態系を対象としていくかは重要となる。(高川委員)  
→ご指摘の点については、生物多様性が見える化も合わせて進めていくことで、どのような場所が保全上効果的かを示せるようにしていきたい。(環境省)  
→2030年が迫っており、どんどん環境は悪化しているため、現状分かっている情報で絞っていくべきである。(高川委員)

## ■今後の調査・論点の方向性について

- 今回の議論の中で、開発行為に基づく影響を緩和するためのクレジットは当面のスコープではないという整理でよいか。OECM は、すでに生物多様性の価値が高いところをキープするためのアクションであり、それ認定するもの。それを証書等の手段で見える化して、企業等にインセンティブを与えることが中心となるのか。  
TNFD でも、プライオリティサイトとして、すでに価値があり保全すべき場所、ベースラインが低く回復させていく場所、水ストレスが高い場所の 3 つを挙げている。特に二つ目について、現状価値の低いところへの投資やアクションを誘導するインセンティブはスコープに入るのか。(原口委員)  
→現状の考え方では、例えば荒廃山林は回復できてから認定することになるため、回復を支援するインセンティブにはならないが、ベースラインは検討の余地がある。(環境省)  
→当面、自然共生サイトについて整理をしていく予定であるが、30by30 は短期的な目標であり、その先のネイチャーポジティブも見据えて、劣化地についても生物多様性の質の確保の方策を検討していく必要はある。オフセットクレジットについては本検討会での当面のスコープとはしない。(環境省)
- サイトを支援する人が証書等により評価を受ける仕組みだけでなく、税制優遇等の金銭的メリットが受けられることもベースに考えていきたいということか。(森委員)  
→証書制度とその他のインセンティブ等が併用可能かについても考える必要はあるが、一旦は分けて考えていきたい。(環境省)
- OECM 認定される土地は限られるため、頭打ちになる可能性がある。土地を持っていないと関与できないのではという話もあるが、保全活動であればどのような組織であっても関与できるため、保全活動の部分も関連づけられるとよい。(森委員)  
→被支援者のパターンも踏まえた検討をしていきたい。(環境省)
- 自治体の中では、生物多様性は環境部門、緑地管理は土木部門が所管しており、例えば特別緑地保全地区としてすでに保護されている場所をなぜさらに自然共生サイトに認定するのかという話が出てくることもあるのではないか。行政側のインセンティブとして、OECM 認定されると国交省や農水省の補助金優遇があるなど、省庁をまたいでインセンティブがあるとメリットになる。(森委員)  
→ご指摘を踏まえて検討していきたい。(環境省)
- 今後の検討会の進め方として、今年度は複数あるインセンティブ付与の施策を洗い出し、絞り込むところまでいくのか。証書化に限らないということであれば、4 カ年の細かいスケジュールを示していただければ、今後の議論がしやすい。(高川委員)  
→4 カ年の検討の流れがわかるようなスケジュールを本日の議論を踏まえて検討したい。(環境省)
- 税制優遇についてまとめられているが、補助金もインセンティブの検討対象に入るの

か。(長谷川委員)

→補助も含めて検討していきたい。(環境省)

- 資料5-1のp.3の図について、サイト所有者・管理者と支援者がどのような主体かによってインセンティブ構造は変わると考える。例えば、法人企業なら株主、市町村公共団体なら市民が潜在的な支援者になるが、その場合この図が適応できるか。(佐藤委員)

→制度的に細分化するというよりも、漏れがないように工夫するのがよいと考える。

(後藤委員)

→この図で表現しきれしていないものもあるが、実際には漏れる主体がないように考えていきたい。(環境省)

- どのような地域が対象となるか、どのような主体にニーズがありそうか等、粒度は粗くてもよいが、どこを見て制度設計するかという調査があるとよい。それはOECD検討会の方で行っているのか。(角谷座長)

→次回合同検討会で議論していただくのと、自然共生サイト(仮称)の試行協力サイト関係者とも意見交換していきたい。(環境省)

- 資料5-1の最後の表を作るにあたり、土地の所有者と管理者、支援者は明確に分けるべき。自治体の立場については、戦略を作る者の他、公園管理などの管理者も入る。NPOも指定管理者などお金があれば解決できるところと、お金があっても解決しないところは分けるべき。企業も緑地管理に携わっているところは分けるべき。個人も山林などを持っている方は分けるべきである。それぞれのサイトの課題に応えるインセンティブを作ることなので、課題が何かという行も足したほうがよい。(高川委員)

- 自然共生サイトや30by30達成に向けて活用できるスキームを集めることがゴールなのか。カーボンクレジットでもルール作りに苦労してきたので、それを単に生物多様性に適用するのは難しいと考える。企業や金融機関向けのオプションを考える場合は、企業や金融機関の生物多様性だけではなく幅広い戦略にどのように役立つのかも考える必要がある。(森田委員)

→2026年度に認定地域を拡げるための然るべき制度を用意しておきたく、今年度はまず論点や方向性を出したい。金融機関という類型も含めて考えていきたい。(環境省)

→資料5-3の炭素クレジットは参考になるが、森田委員ご指摘のとおり、単純に生物多様性に当てはめるのは難しいと考える。認定や制度設計での議論を深め、どのような要件でクレジットを創出し、どのような市場を構築するのかといったところから議論を深めることが必要である。(後藤委員)

以上